

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	地区運営計画の認定の取消し
概要	地区運営計画とは、認定都市利便増進協定に基づき都市再生推進法人が作成する、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する計画です。この地区運営計画は、事業実施期間全体における、分担金の徴収金額及び補助金の交付金額の基になる収支計画を含んだ事業計画です。 都市再生推進法人は、この地区運営計画を市長に提出し認定を受けることができますが、下記の基準に抵触する場合は、その認定を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市エリアマネジメント活動促進条例第 9 条 （ http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263876.html ） 大阪市エリアマネジメント活動促進条例施行規則第 8 条 （ http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263877.html ）
処分基準	○大阪市エリアマネジメント活動促進条例第 9 条第 1 項 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定地区運営計画の認定を取り消すことができる。 （１） 不正又は虚偽の申請により第 2 条第 1 項の認定、第 3 条第 1 項の認定又は第 5 条第 1 項の認定を受けたとき （２） 第 7 条第 1 項の実績報告書の提出をせず、若しくは虚偽の実績報告書の提出をし、又は前条第 1 項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき （３） 前条第 2 項に規定する必要な措置を講じないとき （４） エリアマネジメント団体が都市再生推進法人の指定を取り消されたとき （５） 当該認定地区運営計画に係る認定都市利便増進協定の認定が取り消されたとき （６） 当該地区運営計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を継続して行うことが不可能であると認められるとき （７） その他第 2 条第 4 項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認められるとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000293884.html
備考	